

看護師の特定行為の実施に ご理解、ご協力をお願いいたします

当院は、看護師として一定の経験を有し、かつ専門的な研修を修了した者が、医師の指示を受け、特定の医行為（特定行為）を行うことがあります。

特定行為とは、医師が作成した手順書により、看護師が行う診療の補助行為です。特定行為を行う看護師は、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技術を有しています。

【当院で看護師が行う特定行為の種類】

- 気管カニューレの交換
- 胃瘻カテーテルの交換
- 褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
- 脱水症状に対する輸液による補正

医師と連携し安全には十分配慮して特定行為を行いますが、患者さんはいつでも拒否を申し出ることができ、それにより何ら不利益を被ることはありません。

何卒、ご理解とご協力をお願いいたします。

患者相談窓口

当院をご利用いただく患者さん及びご家族の皆様からの、看護師特定行為を含む、治療や入院生活、医療安全などさまざまなご相談やご意見を受け付けております。

お気軽にご利用ください。

相談日及び相談時間

- 平日 9：00～17：00
- 場所 外来棟 1F 患者相談室
- 窓口責任者 専門職 本庄 彬愛